

様式第1号（第3条関係）

<p>個別処理施設設置申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>恵庭市公営企業 恵庭市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>恵庭市個別排水処理施設に関する条例第4条第1項の規定により、個別処理施設の設置について、次のとおり申請します。</p>	
1 設置場所	恵庭市
2 家屋の種類	1 専用住宅（延床面積 $m^2$ （居住部分床面積 $m^2$ ） 2 併用住宅 （その他床面積 $m^2$ ）
3 設備の個数	台所（ ）・浴室（ ）
4 世帯人員（使用者）	名
5 新築・増改築予定	新築・増改築（ 年 月頃）・無
6 浄化槽上部利用（ ）内は構造物名	有（ ）・無
7 添付書類	敷地図、住宅平面図（有・無）

★ 土地所有者、使用者が申請者と異なるか、又は家屋所有者が共有により申請者以外にいる場合は、恵庭市個別排水処理施設に関する事業実施要領に規定する個別処理設置申請同意書（様式第1号）に署名押印が必要です。

個別処理施設設置申請同意書

申 請 者	
個別処理施設設置箇所	恵庭市
1. 土地所有者	<p>個別処理施設設置に係る土地を市が無償で使用することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>土地所有者 住所 氏 名 印</p>
2. 家屋所有者(申請者以外)	<p>個別処理施設の設置に同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>家屋所有者 住所 氏 名 印</p> <p>家屋所有者 住所 氏 名 印</p> <p>家屋所有者 住所 氏 名 印</p>
3. 個別処理施設使用料 (条例第12条)	<p>申請した、個別処理施設の使用に係る使用料を納入します。</p> <p>年 月 日</p> <p>使用者 住所 氏 名 印</p>
4. 個別処理施設整備事業 受益者分担金 (条例第16条)	<p>申請した、個別処理施設の設置に係る受益者分担金を納入します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受益者 住所 氏 名 印</p> <p>[分割納入予定・一括前納予定]</p>

## 確 認 書

本日、個別排水処理施設（合併浄化槽）設置申請にあたり、事業内容についての説明を受け、下記について確認いたしました。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
記

1. 浄化槽の設置工事は、市が行います。
2. 浄化槽設置時の費用（分担金）は工事費の10%で、工事の内容により異なります。  
概算額 5人槽の場合 約15万円～17万円  
7人槽の場合 約18万円～20万円  
10人槽の場合 約23万円～26万円  
※なお、冬期間施工の場合は、養生費等により5万円程度増となります。
3. 合併浄化槽使用料は下水道料金と同額で、1か月分として基本料金8<sup>m</sup>まで885円（税抜き）、超過1<sup>m</sup>につき108円（税抜き）です。2か月分まとめて納付して頂きます。
4. 浄化槽を設置する場所は、市に無償で貸して頂きます。
5. 浄化槽の大きさは、建築延べ床面積及び居住人数等により決定します。  
（新築で延べ床面積が130<sup>m</sup>以下の場合は5人槽、130<sup>m</sup>以上の場合は7人槽となります。ただし、台所が2か所以上でかつ、浴室が2か所以上の場合は10人槽となります。）
6. 浄化槽からの放流先は、申請者で確保して頂きます。  
（側溝、排水路、雨水管、地下浸透施設等。）
7. 浄化槽から放流先までの放流管工事は、8m以内となります。  
（8mを超える分は、申請者の全額負担となります。）
8. 浄化槽用送風機の電源（家庭用100Vコンセント）を申請者負担で外部に設置して頂きます。送風機の電気使用料は申請者負担となります。
9. 工事によって発生した残土は、申請者の敷地内で処理させて頂きます。
10. 工事のため通路の確保や障害物（立木・工作物）があった場合は申請者負担で撤去して頂きます。
11. 浄化槽から家屋の排水設備までの排水管については、申請者負担で施工して頂きます。
12. 浄化槽の維持管理については、市が実施します。  
浄化槽法定点検（浄化槽協会） 年1回  
浄化槽保守点検（市の委託業者） 法定点検 年3回、  
巡回点検 年1回  
清掃及び汲み取り 年1回
13. 浄化槽以外の排水管及び放流先の維持管理については、申請者で行って頂きます。

## 個別排水処理施設の設置に伴う申出書

年 月 日

恵庭市公営企業

恵庭市長 原田 裕 様

申出者

住 所

氏 名



個別排水処理施設整備の実施にあたり、設置の条件で、浄化槽からの放流先は申請者により確保することになっておりますが、当該地については側溝や排水路が無いため、下記により対応いたします。

### 1. 浸透施設の施工について

#### (1) 施工方法等

- ① 浸透柵及びトレンチによる浸透施設とする。
- ② 地下浸透放流設備等概要書(別記様式第3号)を提出する。
- ③ 浸透施設の設置費用は申請者が負担する。
- ④ 浸透施設の維持管理については、定期的に清掃を行ない、浸透機能の維持に努める。